

県立社会福祉施設あり方検討 第1回専門分科会を踏まえた論点整理

1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性について

【第1回専門分科会における検討結果】

○修正等はなし。

(委員意見)

①施設には災害時に、地域の要援護者を支えるための役割(福祉避難所等)もある。法制度や入所者の状況に対応していくことも必要だが、地域の支えに応じていくことも大事。

→「県立社会福祉施設の役割」、「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の中に反映を検討。

2 県立社会福祉施設の役割について

【第1回専門分科会における検討結果】

○「県が果たすべき役割」、「民間に期待される役割」、「今後、県に求められる役割」については、前回の見直しの考え方を基本的に継承することとし、新しい課題にどう対応していくか検討する。

(委員意見)

①市町村がまたがっている広域的なものを担うのが県の立場。民間にできることは民間でというのは変わっていない。

②県・民間の役割分担については、前回の見直しの考えの延長上にあると思う。その考えを継承しながら、更に今の状況を見てということによいと思う。

③前回の意見具申を踏まえた県の対応を評価して、今回見直しを行わなければならないが、それが見えない。

→前回の見直しにおける課題が解消されていない部分も含め、各施設個別に検討。

④県の施設運営の役割は、施設設置当時とは変わっている。民間ではできない所を今でも担っているのかという視点が必要で、今後、自立支援、地域生活移行にどうやって取り組んでいくのかなど次を見越した検討が必要だと思う。

→「県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の中で各施設個別に検討。

⑤福島県でも山間部と都市部では状況が異なる。県から民間への移行を行う際には、見直しによって山間部にしわ寄せが生じないようにしてほしい。

→各施設の設置場所や入所者の状況を踏まえ、「県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の中で各施設個別に検討。

3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性について

【第1回専門分科会における検討】

○県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性は、下記のとおり（１）～（３）のとおりでよろしいでしょうか。御議論をお願いします。

（１）障がいのある方も障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要であることから、県はグループホームなど地域生活移行の受け皿の整備を促進するなど、施設入所者及びその家族の希望に応じて地域生活移行が実現できるような環境を整備していく必要がある。

(委員意見)

- ①普通に障がいがある方も自分たちと同じエリアにいるという環境をつくる必要がある。
- ②障がいがあっても地域で生活するというのが一番良い。施設にはそこでしか暮らせない障がいのある方で、それ以外の方は地域で生活することがいいと思う。
- ③地域生活移行を進めるためには、受け皿が重要。

(2) 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るための福祉と医療・教育等との連携を促進する必要がある。

※第1回の専門分科会では特に議論はありませんでした。今後の方向性として必要か御議論をお願いします。

(3) 県は、入所者の生活の質の向上を図る観点から施設の仕様や規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、専門的なケアを充実していく必要がある。

(委員意見)

- ①施設を運営するのは予算がかかるが、地域で生活できるという環境整備の方であれば施設よりもずっと予算はかからない。施設入所者が幸せを感じて暮らせることが大事で、お金をかければよいというものではない。
- ②民間へ移行するとしても、施設の規模や仕様をこれからの環境を踏まえて、検討しなければならないと思う。